

## 令和4年度コロナ禍における求人情報発信支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の就労を支援するため、県内企業等が離職者等を雇用するために広告媒体を利用する事業に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、県内企業等に対し、コロナ禍における求人情報発信支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する法人であること。

- ① 県内に事業所を有する企業
- ② ①に該当しない団体

NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人 など

#### <対象外>

- ・ 国、県、市町村
- ・ 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ・ 青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団及び第5条第2号に規定する暴力団員に該当する事業者、当該暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
- ・ 政党その他の政治団体、宗教上の組織若しくは団体、任意団体
- ・ その他、本委託事業の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業主であること。
- (3) 性風俗関連産業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (6) その他、本補助事業の趣旨・目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

(補助事業、補助対象経費及び補助率等)

第3 補助金の交付となる事業(以下「補助事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等について、資格(通勤等のための普通自動車運転免許を除く。)及び職務経験を問わず、県内事業所における正規雇用(雇用期間の定めのない雇用であって、当該企業等における通常の労働者と同一の所定労働時間(週30時間以上)及び賃金制度が適用され、労働条件について長期雇用を前提とした正社員・正職員として位置づけられるもの)の募集を行うために広告媒体を利用する事業をいう。

なお、当該正規雇用の求人は青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」にも情報を登録し、広く募集を行うものとする。

- 2 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、広告媒体(新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ等)への求人情報の掲載等に係る費用をいう。ただし、消費税及び地方消費税は対象経費に含めないものとし、令和5年2月28日までに支払ったものに限るものとする。
- 3 補助率は別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
  - (2) 収支予算書(別紙2)
  - (3) 直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書
  - (4) その他知事が定める書類
- 2 補助事業者が、本事業と同一内容で国、地方自治体その他機関の補助制度または委託事業等と併願している場合は、補助金を交付しないものとする。
  - 3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、すみやかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について募集職種の変更又は補助金額を変更（10パーセント以内の減少を除く。）する場合には、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとする時は、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに遅延（事故）報告書（第4号様式）を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。）を知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、第16第2項に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (6) 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第16第2項に規定する期間、整備保管すること。
- (8) 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (9) 補助事業者が補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益があった場合には、知事の定めるところにより、その収益の全部または一部を県に納付すること。
- (10) 補助事業者が補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した届出書を提出させること。
- (11) 知事は、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく命令を遵守させるために必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げの期日)

第7 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、交付申請取下書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、知事から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して知事からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第9 補助事業者は、第5第1項に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権

譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

- 第10 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業遂行状況報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月15日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳(第5号様式)の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12 知事は、第11の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

- 第13 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(補助金の請求)

第14 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(第9号様式)を知事に提出して行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15 知事は、第6第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)に違反した場合

(財産の処分の制限)

第16 取得財産等のうち、青森県補助金等の交付に関する規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

- 2 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第17 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、産業財産権等取得等届出書(第10号様式)を知事に遅滞なく提出しなければならない。

(収益納付)

第18 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る収益の状況について、知事の要求があったときは速やかに収益納付に係る報告書(第11号様式)を提出しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも前項の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 前2項の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月13日から適用する。

別表（第3関係）

分野		職業分類		補助率
		分類番号	名称	
福祉	介護 関係	144, 145, 146, 161-01, 162, 169, 351-01, 36, 371-01	理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、福祉相談員、福祉施設指導専門員、その他の社会福祉の専門職業、介護を行う家政婦（夫）及び家事手伝、介護サービスの職業、看護助手	補助対象経費の3分の2に相当する額、又は50万円のいずれか低い額以内の額
	医療 関係	131-01, 132-01, 133, 379-99	保健師、助産師、看護師、准看護師、助産師助手、リハビリ助手	
	保育 関係	163-01	保育士	
建設	09, 70, 71, 72, 73	建築・土木・測量技術者、建設躯体工事の職業、建設の職業、電気工事の職業、土木の職業		
警備	453, 459	警備員、他に分類されない保安の職業		
運輸	66	自動車運転の職業		
上記以外				補助対象経費の2分の1に相当する額、又は50万円のいずれか低い額以内の額

※職業分類は厚生労働省編職業分類による。